

市民福祉常任委員会（11月25日）

開会（14：55）

- 深田百合子委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。
当委員会に付託されました議案は1件である。
議案の審査に入る。
議第83号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とする。
先ほど、本会議で当局から説明があったため、委員会での説明は省略する。
質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田光正委員 これにつきましては、以前の定例会のときに説明を受けた条例の変更という形で理解してよろしいでしょうか。
- 寺田浩己病院総務課長 今回の改正につきましては、10月に発表されました国の人事院勧告に基づいて改正するものです。
以上です。
- 深田百合子委員長 副委員長、交代してください。
- 太田浩三郎副委員長 交代します。
- 深田百合子委員長 今回の改正では、具体的に幾らから幾らになるのでしょうか。
- 寺田浩己病院総務課長 病院事業管理者の期末手当ですが、総額で4万710円の減額となります。
以上です。
- 深田百合子委員長 幾らが幾らになるんですかと私は聞いたもので、今のお答えだと、幾ら減額されますということだけで、元が幾らなのかというのが分からないものですか。
- 寺田浩己病院総務課長 令和元年度の病院事業管理者の期末手当が366万3,900円で、それが362万3,190円に引き下げられますので、4万710円の減額になります。
- 太田浩三郎副委員長 委員長に戻します。
- 深田百合子委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）
- ◇採決の結果、議第83号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定
- 深田百合子委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会（14：59）